

## 千葉市犯罪被害者等支援に関し、有識者の方々よりいただいた主な意見について

※発言者敬称略

### ア 条例の内容に関すること

No	主な意見	発言者
1	二次的被害の「的」はいらないと思う。「的」を入れることにより、受ける被害の程度が薄まる印象がある。	合間、原島
	(二次的被害について) 私はどちらの表現を使っても構わないと思っているが、二次的被害とはあまり言わない。二次被害、二次障害とか表現するのが普通だと思う。	磯邊
2	千葉市の独自性が必要である。	市原、原島
	独自性は本当に必要か？やるべきことがしっかりできていればそこまで求めなくてもいいと思う。	磯邊
3	パートナーを支援の対象とすることは必要である。	合間
4	条文に「迅速」があったほうがいい。	合間
5	条例に「見舞金」という言葉自体を規定する方がいい。見舞金を支給することは被害者支援の第一歩である。	合間
6	条例制定することで、予算取りやPR はしやすくなると思う。	伏居
7	警察と市で情報共有しやすくなるような根拠が条例にあった方がいい。	町田
8	犯罪被害者を千葉市が守り抜くぞという姿勢を見せることが必要である。	磯邊
9	日常生活等の支援が大事だと思う。	市原
10	条文に「再び平穏な生活」を記載することの影響については、市の人から聞かれるまで特に何も考えたことはないが、言われてみると確かに違和感がある。理念と施策のミスマッチがありえるかも。平穏な生活は訪れないと思う。しかしだからといって基本理念から削除されるのも違う気がする。	市原
	心理職の立場から言わせてもらうと、「再び平穏な生活」とは、(過去をきれいさっぱりできないので、)「未来思考で、再び尊厳をもって、その人らしく生きられる」そんなイメージを持つことだと考えている。	磯邊
	「再び平穏な生活」は理念だと思う。入れておいた方がいいと思う。	町田

11	条例は、最終的には、落とし込んだ文字ではなく、どう人が動くかというところだと思う。	磯邊
12	(犯罪被害者支援の先進市である) 明石市ですら数回の改正を経て今に来ているので、千葉市も必要最小限の施策でスタートし、その後見直しを進めていくやり方もあると思う。	町田

## イ 施策に関すること

### ①見舞金等

No	主な意見	発言者
1	県と重複であっても支給してほしい。見舞金を出さないとすると条例の要を欠くことになると思う。件数もそんなに多いとは思えず、そこまでの予算規模にはならないだろう。被害者の感覚としては重複支給という理解ではなく、足りないものがより充足されていくという感覚になると思う。	合間
2	(「見舞金の金額がいくらあれば足りるのか」という問いに対して、) そもそも足りないことを前提とすべき。仕事を休まなければいけないこともある。お金は足りないことの方が多い。	合間
3	例えば県と市で支給される見舞金合計 60 万円あれば、ひと月 10 万円で、6 か月間は次の仕事を見つけるまでの期間としてなんとか持ちこたえることができる。	市原
4	見舞金を支給していただくことで、市が自分のことを気にかけてくれているということを実感できると思う。またできれば1か月以内等、極力早く支給していただければ当面の見通しを立てることが可能である。	原島
5	(県の支給基準のうち) 入院3日の要件をはずし、治療1か月という基準にすると、申請件数がかなり上がってくると思う。現実的に確認も難しいのではないか。被害に遭った側にも落ち度があるケースもある。	合間
6	自分は現物支給(ヘルパーさんや宅配弁当など)の方がありがたい。身体が硬直して何もできなかった。 比較的蓄えの多い裕福な家庭なら、現物支給を選ぶと思う。 また、貧困家庭で見舞金を選んだとしても、現物支給の必要性までも否定されることはないと思う。	市原
7	性犯罪は認知が難しいが、支援は手厚くしてあげたい。	市原
8	性犯罪について見舞金の支給対象としてほしいが、強制性交と強制わいせつで金額に差が出るのはしかたがないと思う。	原島

9	見舞金と転居費用の支給は必須である。性犯罪も見舞金の対象としてほしい。重症病見舞金の支給対象にならない程度の強制性交致傷においても、強制性交の被害者として、支給の対象となるようにしてほしい。性犯罪を対象とすることで、他の犯罪への支援の輪が広がっていくと思う。性犯罪事件に関する弁護の依頼は多い。	合間
10	見舞金については、一般的に死亡より重症病の金額の方が安い（ことに違和感がある）。重症病の人は、その苦痛を一生背負っていかなければならない。表現の方法は難しいが死ぬより障害を抱えて生き残った方がつらいケースもある。	市原
11	犯罪被害者等給付金の算定にあたり、代位弁済する性格を有する「支援金」名目で被害者が受け取った金額分は相殺される可能性がある。よってその支給を受けた被害者は、建前上返還してもらうことになる。「見舞金」名目は相殺しない	町田
12	(犯給の支給対象とならない) 親族間犯罪であったとしても、見舞金の支給対象としてほしい。	合間
	1年後に犯給の支給について何かしらの改正がされると思われる。その時点で、犯給の支給対象者に親族間犯罪を含めた改正が仮になされたときに、同時期に施行する千葉市の条例が、(犯給の改正と反して親族間犯罪を) 対象外となってしまうと非常に目立ってしまう。 親族間でも親子間だけに限るという考えもあるかもしれない。夫婦間だと被害者が原因を作っている可能性もある。	町田
	千葉県で行っている見舞金の支給について言えば、(親族間犯罪を) 対象としていない。加害者支援ととらえられる可能性があるためである。	伏居

## ②相談及び情報の提供

No	主な意見	発言者
1	地域安全課ではなく新設部署があってもいいかもしれない。交通業務を片手にやれるような仕事ではない。人員を増やしてもいいと思う。	合間
2	警察との結びつきについて協定書とか結んでもおかしくないと思うし、実務面も動きやすいはず。	合間
3	2~3年程度は、きちんと相談に乗ってもらい、その後落ち着いたころから市の既存のサービスにつなげていけるようにできればいいと思う。	市原
4	CVS がそれに当てはまるかどうかかわからないが、窓口一本化、一元化ができればいいと思う。	市原

5	相談に乗る市職員も（心理士とまでは言わないが）ノウハウをもった人が対応することが望ましい。最低限の知識とトレーニングが必要になる。保健師だとありがたい。保健師同志の知り合いもいると思うのでそこにつなげていくこともできる。保健師は市の既存の施策にも詳しい。	原島
	警察 OB より行政職がいいと思う。警察への相談なら警察に行けばいいと思う。市の職員は、どこの部署につなげばいいか、なんとなくの感覚を持っていると思う。その感覚が大事。市の職員は、代理受傷のデメリットがあるのは確かに気にはなる。	合間
6	相談専用のフリーダイヤルが設置できるとよい。	原島
	職員がずっと電話の前にいなければならない。そこに労力をかけるよりは、違うところにかけての方がいいと思う。いろんな相談があり、弁護士でも大変である。フリーダイヤルでないことが理由でトラブルったケースは聞いたことがない。状況次第で、相談者の負担にならないよう、市職員が折り返し電話かける対応でも可能だと思う。	合間
	県はフリーダイヤルを設置していない。	伏居
7	相談窓口職員の研修（情報の更新）は必要である。	原島
8	カウンセリングはカウンセラー側の人間が交代することはとても難しい。	原島
9	被害に遭われた方が誰を頼ればいいのかわかるようにコンシェルジュが必要である。	磯邊
10	相談を受ける者は、行政の知識があってケースワークができる人が望ましい。	磯邊
11	市の職員を派遣して CVS が職員として受け入れることは可能と思われる。	磯邊
12	仮に CVS が何らかの業務を市から請け負うとしたら、CVS 側の課題もあるが、CVS は諸々の課題に耐えられるようにならなければならないと考えている。	磯邊
13	事件の当日に警察に行って CVS のパンフレットをもらった。1 週間以内に CVS につけ込めた。それが一番良かったとずっと思っている。	市原
14	相談員の性別について、（女性ではなく）男性を希望する問い合わせも多い。	町田
15	性犯罪を対象とした相談が市に寄せられることで、（届け出がなされていない）潜在的な犯罪が表にでる可能性があることが期待できる。	町田

16	被害者ができるだけ申し出しやすいように、警察等と連携し、「こういった制度が使える」等アウトリーチしていくことが必要である。	合間
17	警察から被害者には多くのチラシや手引きが渡されるが、情報量が多すぎて読まない。	原島、市原
18	犯罪被害者からの相談は1件当たりの相談が1時間程度になることもある。また、代理受傷対策として同じ立場の職員2人が共有できるようにしている。	町田

### ③日常生活支援

No	主な意見	発言者
1	介護や配食等のサービスは必須だと思われる。	合間

### ④心理的外傷からの回復に向けた支援

No	主な意見	発言者
1	支援する側を支える仕組みも必要（市職員が疲弊しないよう）である。	磯邊
2	関係機関との連携が大事（支援者を支援することもそのひとつ）である。関係機関等に心理師協会を入れることもやぶさかではない。	磯邊
3	カウンセリングに関する助成については、既にアクト（千葉県警察犯罪被害カウンセラーチーム）が、3年間のカウンセリングを実施しているので、市としては、条例制定スタートに合わせて実施する必要もないと思う。実際の心理士も成り手不足、最初から制度を確立して運用を行うのは厳しいと思う。	町田

### ⑤住居の安定

No	主な意見	発言者
1	一時避難場所や転居費用についても検討してもらいたい。ニーズはそれなりにある。DV やストーカーの対策ともなる。	合間
	（警察では、一時避難の措置として、1wまでは、被害者をホテルに宿泊させることが可能である。）これらの多くは、	町田

	DV、ストーカー等、犯罪被害者支援が想定している被害届が提出されているものではないが、1w以上を宿泊させる必要性は、悩ましいが、現実的にはなんとかなっているところである。また、犯人を捕まえてしまえば、20日間は拘留できるため、その間に引っ越し先を探して引っ越すところまで済ませてしまうこともある。	
2	すぐさま引っ越ししたいというニーズが考えられる（転居費用、一部家賃の補助、市営住宅）。	原島
3	転居費用としては、県からもらえる見舞金10万（1カ月以上入院3日）と被害者ネットワークでの10万では足りない。（レアケースだが、自宅で性被害を受けて引っ越したくないって被害者もいる（自分は悪くないのになんで引っ越さなければならないのか。）	原島
4	転居費用も見舞金に含めたという解釈ではなく、別建てで制度を作ることが必要。どのくらいニーズがでるかかわからないが、選択肢として準備するのが必要。転居費用は、実際に引っ越さないと支給されないもので真に必要性があって利用するものが多い。	合間
5	他自治体では高齢者用に借り上げている住宅について、犯罪被害者等に提供できるしくみを作っているがいかがか。	原島

## ⑥雇用の安定

No	主な意見	発言者
1	自分の職場は理解があり、労務環境については、非常に助かった。	市原
2	事業者に対して、理解を醸成する取組が必要。特別休暇があればいい。企業向けの講演会をやるとしたら、人事や総務、ハラスメント担当を対象としたら集まりやすいのではないか。全従業員対象としてもいいがなかなか集まらないと思う。	市原

## ⑦人材の育成

No	主な意見	発言者
1	犯罪被害者等による講演会は、主に大学生、特に法律を専攻している者を対象とした方が、今後被害者支援に関わろうと法曹界に就職する者も増えるのではないかと思う。	市原
2	遺族による講演会は、大学生に限らず、広くすそ野を広げる意味でいろんなところで開催することが必要だと思う。	磯邊

⑧その他

No	主な意見	発言者
1	千葉市でよかったと提供いただけるような施策が必要である。	磯邊
2	市外在住者への支援はそんなにやっている市がないから価値があるのではないか。大学生など住所を千葉市に動かさずに引っ越す方もいる。	合間
3	既存制度の対象者がもっと緩めばいい。(犯罪被害者も対象に含んだ仕組みづくり)	市原
4	警察との結びつきについて協定書とか結んでもおかしくないと思うし、実務面も動きやすいはずだと思う。	合間
5	警察宛に来る照会文書については、根拠があいまいで様式も統一してもらう方が望ましい。どうしてこの個人情報が必要なのか、その記載が欲しい(根拠規定は必ずしも条例に置く必要はない)	町田
6	性犯罪の支援については、被害届が前提となるという整理でよい。ただ実際の運用としては「性被害については、被害届なしでも相談には受け付けます」等にしてほしい。	原島
7	難しいかもしれないが、交通遺児育成基金のような基金についても検討してもらいたい。	原島
	県は、基金を創設していないが、支援に必要な予算は、想定内に収まっている。仮に不足となっても補正で対応することになると思う。	伏居
8	ケガでリハビリに通われている方などに対する、交通費の支給についても検討してほしい。	原島
9	見舞金・日常支援・転居費用が入れば、基本的なところは網羅できることになると思う。	町田
10	市民向けの啓発はとても難しい。ネットを活用した啓発はあり得るかもしれない。	磯邊
11	住民向けの啓発はとても難しい。被害者週間等のイベントにおいても工夫が必要と思われる。	伏居

※千葉市犯罪被害者等支援に関する意見聴取有識者（敬称略・50音順）

	氏名	所属等
1	磯邊 聡	学識経験者
2	市原 裕之	犯罪被害者等（ご遺族）
3	合間 利	弁護士
4	原島 あゆみ	支援実務従事者
5	伏居 丈夫	千葉県環境生活部くらし安全推進課 防犯対策推進室長
6	町田 浩昭	千葉県警察警務部警務課 犯罪被害者支援室長